

別記様式（第35条関係）

(表)

写 真	第 号	道路運送法第94条第7項の規定による 職 員 証	官職	6.5センチメートル
	氏名		年月日生	
国土交通大臣 印		年 月 日発行	年 月 日限り有効	6.5センチメートル
9センチメートル				

(裏)

<p>(道路運送法抜すい)</p> <p>第94条</p> <p>4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>5 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして適正化機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>6 国土交通大臣は、自動車による輸送の実情の調査を行うため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車の運転者に対し一時当該自動車を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。</p> <p>7 前3項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第4項から第6項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第98条 次の各号のいずれかに該当する者は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者</p> <p>第98条の2の2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした適正化機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第94条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>第98条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30円以下の罰金に処する。</p> <p>(4) 第94条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p>	13センチメートル
9センチメートル	